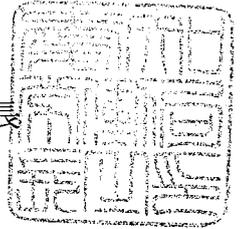


愛労発基 0322 第 4 号

平成 30 年 3 月 22 日

(労働災害防止団体、関係団体の長) 殿

愛 知 労 働 局 長



第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、昭和 56 年以降 8 次にわたり作業環境管理、健康管理、作業管理及び労働衛生教育等の推進を内容とする総合的な対策に取り組んできたところであります。

その結果、昭和 55 年当時、全国で 6,842 人であったじん肺新規有所見労働者はその後大幅に減少し、平成 28 年には 122 人にまで減少しました。

しかし、愛知局管内におけるじん肺新規有所見労働者数は 23 人と全国の約 5 分の 1 を占めており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

これらの状況を踏まえ、厚生労働省では、別紙のとおり平成 30 年から 5 か年間を期間とする「第 9 次粉じん障害防止総合対策」を策定し、引き続き粉じん対策を推進することとしており、当局においても同期間、当該総合対策を基本に粉じん障害防止対策を推進いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

